

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年6月4日時点

佐 渡 市

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3つの密」を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく対策をとります。

- ※「3つの密」とは
- i 換気の悪い密閉空間
  - ii 多数が集まる密集場所
  - iii 間近で会話や発声をする密接場所
- をいいます。

## 1 窓口カウンターの消毒等について（担当課：総務課 電話 0259-63-3111）

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターに感染防止用の消毒液を設置することに加え、飛沫感染を防止するための仕切り板の設置やビニールシートでの間仕切りを順次行っている。

## 2 市職員の職務対応について（担当課：総務課 電話 0259-63-3111）

- (1) 市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- (2) 毎朝体温測定をし、発熱又は風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での健康観察とする。
- (3) 職員への感染拡大防止を図るとともに、行政サービスの提供と行政機能を維持するための取組として、一部を除き土・日・休日を含めた職員の交代制勤務を7月31日（金）まで実施する。

## 3 公の施設について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）

- ・感染拡大防止のガイドラインが整備された施設から順次再開している。

## 4 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口は、相談件数も少なくなってきたことから6月5日（金）までとする。6月8日（月）以降、受診の目安や健康相談については市民生活課健康推進室（電話0259-63-3115）、特別定額給付金については社会福祉課（電話0259-63-5113）、事業者への支援に関することは地域振興課商工・雇用推進室（電話0259-63-4152）、その他のお問い合わせについては防災管財課（電話0259-63-3125）で対応する。いずれも受付時間は8時30分から17時まで（※平日のみ）

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内事業者を対象に、  
支援制度についての臨時申請窓口を開設している。

(担当課:地域振興課 電話0259-63-4152)

受付時間 8時30分～11時30分まで (相談時間 8時30分～12時まで)  
13時～16時まで (相談時間13時～17時)

場 所 佐渡市役所 第2庁舎 第6会議室及び第7会議室